

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和7年10月27日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 殿

大阪府大阪市中央区本町一丁目8番12号
公益財団法人大阪府都市整備推進センター
理事長 田中 一史

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

第3条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

センター(B)は、現在、インフラメンテナンスにおける技術支援として、現在、「点検/診断、修繕計画、工事積算/現場監理」など、幅広い業務において自治体(A)を支援しています。

とりわけ「道路施設点検の地域一括発注」は、自治体(A)の枠を超えたエリアを対象として、効率的・効果的な業務の履行が可能となるとともに、受注者にとってもスケールメリットが図られ、技術職員不足が深刻な自治体(A)にとって、センター(B)が発注することで、適正な点検の履行や点検結果の品質を高いレベルで確保することが可能となっています。

今後、センター(B)が「点検/診断」などのコンサルティング業務だけでなく、「措置（工事）」についても複数の自治体(A)から「発注代行業務、支払代行業務」を受託し、地域インフラ群として一括発注することで民間とのパイプ役となり、自治体間の包括連携のしくみを担うことになれば、総力戦で取り組むべき次世代の「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の推進につながり、加えて、自治体(A)から望む声も多い「点検/診断から措置（工事）、記録に至る一気通貫でのメンテナンスサイクル」が構築でき、持続可能なインフラメンテナンスが実現できると考えています。

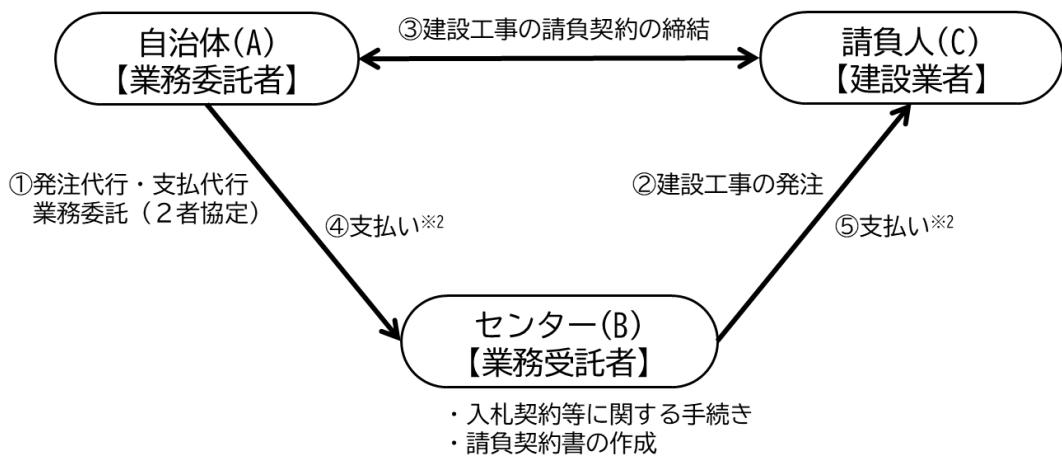
建設業法の目的には「建設工事の適正な施工を確保」、「発注者の保護」、「建設業の健全な発展を促進」とあり、センター(B)が自治体(A)と同じ立場、方法で工事の発注代行及び支払代行を実施することは、それらを損なうものではないと考えています。

【自治体(A)】：業務委託者（施設管理者）

【センター(B)】：業務受託者（行政補完団体）

【請負人(C)】：建設業者※¹

- ① 自治体(A)はセンター(B)に対し、建設工事に係る発注代行・支払代行業務を委託（2者協定）し、必要な代理権を付与する。
- ② センター(B)は、自治体(A)の発注仕様並びに入札契約等に関する手続きに基づき、自治体(A)のために建設工事の発注及び支払いを代行する。
- ③ センター(B)は、請負人(C)との間において、自治体(A)のために、建設工事の請負契約書の作成及び交付を行う。建設工事の請負契約は自治体(A)と請負人(C)間で締結する。
- ④ センター(B)は、自治体(A)から請負代金相当額を受領する※²。
- ⑤ センター(B)は、請負人(C)に対し請負代金を支払う※²。



※1 建設工事を請け負うために必要となる建設業の許可を有しているものである。

※2 自治体(A)と請負人(C)間で請負代金の支払いを直接行う場合は除く。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

センター(B)の業務は「発注代行業務、支払代行業務」であること、センター(B)は自治体(A)の発注仕様並びに入札契約等に関する手続きに基づいて、自治体(A)のために建設工事の発注を代行するものであり、発注に係る契約内容の決定権限は自治体(A)にあること。

建設工事に係る請負契約は、自治体(A)及び請負人(C)の間に存在し、センター(B)は、発注者や注文者でも請負人でもないことから、自治体(A)とセンター(B)間の業務委託契約（2者協定）は、建設工事の完成を目的として締結する契約ではないと考える。

したがって、センター(B)の業務は「建設工事の完成を請け負う営業」（建設業法第2条第2項）及び「委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する」（建設業法第24条）には該当しないため、建設業法第3条第1項の適用はなく、センター(B)が上記業務を遂行するにあたり、建設業の許可を受ける必要はない※³。

※3 小山修司弁護士の令和5年6月28日付法令適用事前確認手続（照会書）及び国土交通省不動産・建設経済局建設業課長の令和5年7月6日付法令適用事前確認手続き回答書参考。

4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

延期を希望しない。

5. 連絡先

〒541-0053

大阪府大阪市中央区本町一丁目8番12号 オーク塙筋本町ビル10階

公益財団法人大阪府都市整備推進センター

都市整備事業部 市町村技術支援課 中田 剛

TEL : 06-6262-7670 FAX : 06-6262-7722 E-mail:t-nakata@toshiseibi.org